

第五十五回 参議院商工委員会會議録第一二号

昭和四十二年三月二十三日(木曜日)

午後一時九分開会

委員の異動

三月二十三日

辞任

津島 文治君
村上 春蔵君
松平 勇雄君

補欠選任

船田 讓君
谷村 貞治君
中津井 真君

出席者は左のとおり。

委員長

鹿島 俊雄君

理事

近藤英一郎君
阿部 竹松君

委員

上原 正吉君
重政 庸徳君
船田 讓君
中津井 真君
宮崎 正雄君
谷村 貞治君
横井 太郎君
椿 繁夫君
鈴木 一弘君

國務大臣

通商産業大臣 菅野和太郎君
國務大臣 二階堂 進君
國務大臣 宮澤 喜一君

政府委員

公正取引委員会 北島 武雄君
委員長 金子 一平君
経済企画政務次官 鳩山威一郎君
官房長

経済企画庁長官 鳩山威一郎君

本日の會議に付した案件

○産業貿易及び経済計画等に関する調査
(昭和四十二年通商産業省の施策及び予算に関する件)

○昭和四十二年度経済企画庁の施策及び予算に関する件
(昭和四十二年度科学技術庁の施策及び予算に関する件)

○公正取引委員会の業務概況に関する件
(昭和四十二年度科学技術庁の施策及び予算に関する件)

○プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○中小企業信用保険臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(鹿島俊雄君) たいだいまから商工委員会を開会いたします。

○委員(金子一平君) たいだいまから商工委員会を開会いたします。

ついで報告いたします。

○委員長(鹿島俊雄君) 次、委員の変更について報告いたします。

○委員長(鹿島俊雄君) 次、通商産業、経済企画、科学技術各大臣及び政務次官からあいさつのため、それぞれ発言を求められておりますので、順次これを許します。まず、菅野通商産業大臣。

○委員長(鹿島俊雄君) 私は、昨年十二月に通商産業大臣を拝命いたしました菅野であり、どうぞひとつよろしくお願いたします。

○委員長(鹿島俊雄君) 宮澤経済企画庁長官。

○委員長(鹿島俊雄君) 先般、経済企画庁長官に任命されました。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長(鹿島俊雄君) 二階堂科学技術庁長官。

○委員長(鹿島俊雄君) 科学技術庁長官に任命されました二階堂でございます。

○委員長(鹿島俊雄君) 栗原通商産業政務次官。

○政府委員(栗原祐幸君) 今度次官に任命されました栗原でございます。よろしく。

○委員長(鹿島俊雄君) 金子経済企画政務次官。

○政府委員(金子一平君) 金子一平でございますが、引き続き経済企画庁の政務次官になります。どうぞよろしく御指導願います。

○委員長(鹿島俊雄君) 始関科学技術政務次官。

○政府委員(始関伊平君) 昨年の八月以来、科学技術庁の政務次官をとりとめております始関伊平でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長(鹿島俊雄君) 次、産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題とし、昭和四十二年通商産業省、経済企画庁、科学技術庁の施策及び公正取引委員会の業務概況について、説明を順次聴取いたします。

○國務大臣(菅野和太郎君) 昨年十二月に通商産業大臣に就任いたしました。この間御承知のように総選挙が行なわれまして、本月初めに皆さまにごあいさつを申し上げる機会を得た次第であります。この機会に、今後の通商産業政策の基本的方向と重点施策について御説明申し上げますと同時に、御理解と御協力をお願いするものであります。私も着任以来責任の重大さを痛感いたしております。今後とも全力をあげて努力いたしたいと存じますので、何とぞよろしくお願いたします。

最近のわが国経済の動向を見ますと、景気はきわめて順調に上昇を続けており、工業生産の伸びも引き続き高水準で推移しております。このような経済拡大の背景としては、個人消費の堅調や在庫投資に加えて、特に民間設備投資の急速な立ち直りを指摘することができますが、この経済の上昇基調は、昭和四十二年にも引き継がれ、さらに拡大の方向をたどるものと考えられます。反面、卸売り物価は強含みに推移しており、消費者物価の騰勢には依然無視できないものがあります。ま

た、貿易の動向を見ますと、輸出の伸びの鈍化、輸入の増加という最近の動きには注意を要します。

したがって、今後わが国経済が長期にわたり安定した発展成長を維持していくためには、国際收支及び物価の動向に細心の注意を払うとともに、情勢の推移に応じて適時適切な措置を講じ、経済がいたずらに拡大し、過熱の弊害を招くことのないようにすべきだと考えます。ただ、これに関連して申し上げたいのは、民間の設備投資は、操業度の現状から見て物価の騰勢を押し輸出余力を確保するため、また資本自由化を控え国際競争力を強化するため、さらには中小企業、流通機構の近代化をはかるために不可欠なものが少なくないもので、これを一律に抑制するような措置はとるべきでないということでもあります。しかしながら、この考えのただけには、なおさら民間経済界におかれましては、良識ある投資態度をとられるよう強く期待するものであります。このように経済が運営されることにより、わが国経済は引き続き順調な成長を遂げ、産業の長期的発展と国民生活の一そこの充実が実現することを確信するものであります。当面の経済情勢及びこれに対する考え方は以上のとおりであります。次に昭和四十二年年度の通商産業政策について申し上げます。

昭和四十二年度における通商産業政策は、激動する内外の経済情勢に対処し、特に資本取引の自由化をはじめとして一そこの進展が予想される開放経済体制下において、わが国経済の発展成長をはかるため、長期的な構想の上に立って産業発展の基礎を固め、国民生活の充実に資することをその基本方針として、各般にわたる施策を進めたいと考えっております。このため、通商産業省の一般会計予算につきましては、四十一年度の約八百三億圓に対し、昭和四十二年度におきましては、約四〇％増の約一千二百二十五億圓を計上するとともに、通商産業省関係の財政投融资計画につきましても、四十一年度当初計画に比べ約二三％増の約七千三百十五億圓を計上することといたしましたし

た。また、所要の法律案を御審議いただくべく、すでに一部のものは国会に提出いたしてあり、その他のものにつきましても現在準備いたしてあります。

これらの施策によりまして、私はようやく長い不況を脱却して一そこの発展への段階にあるわが国経済の基礎を固めて、産業の国際競争力の強化につとめ、開放経済体制下において長期にわたる経済の発展成長を維持してまいる所存であります。また、これと同時に経済の発展に伴い、国民生活の一そこの充実をはかるべく、公害対策、流通、消費者行政等の充実にも力を注いでまいりたいと考えております。

それでは以下重点項目ごとに施策の概要について御説明申し上げます。重点の第一は、資本取引の自由化を控えていることでもあります。産業の構造改善であると考えております。わが国産業の現状を見ますと、企業規模、設備規模、技術水準等の面において、欧米諸国に立ちおくれを示している分野が多く、また過当競争から設備能力の過剰、企業体質の弱体化を招く等の問題を内包しており、加えてわが国は、国際経済社会の一員として、経済の全面的な国際化に対応していかなければならぬ立場に置かれております。他方、最近の欧米諸国は、国際競争力の強化のため、産業の再編成、合理化投資、技術開発を広範かつ大規模に進めつつあります。このような内外の諸情勢に対処して、わが国経済が長期にわたり安定した発展成長を維持していくためには、産業全体の構造改善を積極的に促進し、わが国産業の国際競争力を格段に強化する必要があります。もちろん、構造改善を推進する主体は産業界自体であります。政府としても、国民経済の視野に立脚してその向かうべき方向を示すとともに、財政、金融等の面で、所要の促進措置を講ずるものとし、このため四十二年度におきましては、産業の構造改善に必要な資金を供給するため、乗用車工業、特殊鋼業、石油化学工業等につきまして、日本開発銀行融資の強化拡充をはかることといたし

ております。特に繊維工業につきましては、予算を大幅に増額するとともに、繊維工業整備促進協会を改組して、その組織、機能を強化し、その施策を統一的効果的に行なわしめることとする等、画期的な構造改善対策を講ずることといたしてあります。

重点の第二は、中小企業対策であります。わが国の中小企業は、国際的には発展途上国の激しい追い上げ、国内的には労働力需給の逼迫等、きびしい環境にさらされておられ、これに加えて消費者物価の安定のためにも強力な中小企業対策が望まれております。このため、従来の諸施策を一そこの推進するとともに、新たに中小企業構造の高度化のための画期的施策を展開することといたしてあります。すなわち、現行の高度化資金特別会計と特殊法人日本中小企業指導センターを発展的に解消し、両者を統合して中小企業振興事業団を設立し、協業化、共同化を中心とする中小企業の構造改善事業に対し、啓蒙指導、資金助成等の措置を総合的に投入して、構造改善を強力に推進することといたしてあります。また、政府系中小企業金融機関に対する財政資金の大幅な投入、信用補完の実施、協業組合制度の創設等、中小企業対策を画期的に拡充強化することといたしてあります。

重点の第三は、技術開発の問題であります。本格的な開放経済体制下において、産業の国際競争力の真の基礎をなすものは独創的な技術開発力であると信じます。欧米諸国はすでに第二、第三の技術革新を進めつつありますが、これに対処して、わが国産業界の自主性を保持しつつ、その国際的地位を高めるためには、独自の技術開発力をつけることが何にも増して必要であります。このため四十二年度におきましては、四十一年度から発足した大型プロジェクト研究開発制度につきましても、予算規模を十億圓から二十七億圓に引き上げるとともに、新規テーマとしてオレフィン等の新製造法を追加するなど、これを拡充強化することといたしてあります。また、民間の試験研究所

拡大するための新たな税制上の助成措置を講ずるとともに、国立試験研究機関を充実することとし、中でも自動車安全技術、公害防止技術等について特段の措置を講ずることといたしてあります。さらに、昨年来国際的な評価を得つつあるYS11の量産対策の推進、日本電子計算機株式会社に対する開銀融資の特利適用等を通じて、いわゆる技術の最先端産業の育成振興をはかる所存であります。

重点の第四は、貿易と経済協力であります。流動する国際経済環境のもとで、わが国経済が持続的発展を遂げるためには、貿易の振興により国際收支の天井を高めることがどうしても必要であります。特に最近の経済動向は、一段と輸出の伸長につとめる必要性を増大しております。先進国の一員としても、発展途上国側の片貿易は正及び援助の増大についての強い要請にこたえていかねばならないと考えています。

このような観点から、日本輸出入銀行資金の拡充、日本貿易振興会の事業の充実等により輸出の伸長につとめることとするとともに、新しい時代の世界貿易体制に即応する人材を養成するため、昭和四十三年十月開校を目的に貿易大学校の設立準備を推進することといたしてあります。また、経済協力をにつきましましては、海外開発輸入促進事業の拡充をはじめ、引き続き施策の充実につとめたいと考えております。重点の第五は、産業立地、産業公害の問題であります。御承知のとおり、大気汚染や水質汚濁などの産業公害は、大都市や工業地帯を中心に大きな社会問題となっており、公害が公害対策基本法案をこの国会に提出することとしたしております。公害問題の解決に本格的に乗り出すこととして、この国会には公害防止法を提出してまいりたいと願っています。公害問題の解決には、通産省としての、経済の発展と国民生活の調和をはかるという観点から、本法案の策定に積極的に参画してまいりたいと考えております。公害対策を真に実効あらしめるため、産業界の事態を的確に把握した上で、必要な規則は行なうが、思い切った助成措置もあわせ講ずるといふ基本的態度で、今後

とも積極的に公害防止のための施策を進める所存であります。公害問題と関連する重要な問題に工業立地の適正化があります。産業の特定地域への集中または無秩序な立地により生ずる過密、公害等の諸弊害を防止、解消し、国民生活と調和のとれた産業の発展を確保することを目的として、工業立地適正化法を制定することとし、現在関係各省との意見調整その他準備を進めております。また、工業用水事業費の補助率の引き上げ、超先行的な水源確保に対する補助制度の新設等、立地環境の整備をはかることといたしております。

重点の第六は、総合エネルギー政策であります。産業の発展と国民生活の向上のための基礎であるエネルギーにつきましては、その低廉かつ安定的な供給を確保するため、長期的、総合的観点に立った総合エネルギー政策を推進する必要があると見ます。このため、先般の総合エネルギー調査会の答申の趣旨に沿って各般の施策を講ずることといたしております。まず石油につきましては、エネルギー供給の中で圧倒的地位を占めている事実と、そのほとんどすべてを海外に仰いでいる状況にかんがみまして、石油開発公団を設立して海外石油開発を強力に推進する方針であります。また、わが国石油産業の自主性を確保するための施策を充実させてまいる所存であります。石炭鉱業につきましては、その長期的安定をはかるため、昨年七月の石炭鉱業審議会の答申及びこれを受けた閣議決定に即して、新しく石炭対策特別会計を設けて、経営基盤の強化、安定需要の確保等につきましても、抜本的対策をとることといたしております。電子力につきましても、その準国産エネルギーとしての地位、最近における経済性の向上等から、その積極的な開発につとめる必要があると考えます。

重点の第七は、流通、消費者行政であります。さきにも申し上げましたように、国民生活を充実させるため、経済の発展と国民生活の調和をはかることは、通産商業政策の基本であります。来年度におきましても、物価対策の観点を中心とし

て、流通部門の近代化等の施策を強力に推進するとともに、消費者保護のための行政をさらに拡充いたしたいと考えております。このため、流通機構の近代化、割賦販売制度の整備、商品取引所制度の改善等、流通、消費者行政を推進することといたしております。

最後に、日本万国博覧会について一言触れておきたいと存じます。御承知のように日本万国博覧会はアジアで初めて開催される文化的大事業として、ぜひとも成功させなければならぬ行事でありまして、政府としてもできるだけの協力をしたいと考えております。このため、会場建設の補助金として事業費の三分の二を計上いたしております。ほか、財政、税制面の措置をとることといたしております。この世界的行事をそれにふさわしい企画と規模で成功させるよう、関係各位の御協力をお願いする次第であります。

以上、今後における通産商業政策の重点事項を中心として私の考えを申し述べたのであります。今後とも、わが国の産業経済の発展と国民生活の充実のために全力を傾注する覚悟でございます。一そうの御協力、御援助を特にお願い申し上げます。

○委員長(鹿島俊雄君) 宮澤経済企画庁長官。

○國務大臣(宮澤喜一君) 最近の経済情勢並びに今後の経済運営につきましては、先般の経済演説において明らかにいたしましたところでありまして、本委員会において、重ねて所信の一端を申し述べたいと存じます。

わが国経済は、昨年来、予想を上回る拡大を続けておりますが、昭和四十二年度におきましても、個人消費支出、民間設備投資、在庫投資など、国内需要の堅調が予想され、鉱工業生産もかなりの伸びが見込まれるなど、根強い上昇基調にあると考えます。今後の経済運営に当たりましては、物価及び国際収支の動向に細心の注意を払い、機を逸することなく、金融面、財政面その他の施策を講ずることにより、経済の過熱を未然に防止する考えであります。民間経済界において

も、特に設備投資について、節度ある態度をとられるよう強く期待いたすものであります。このように経済が慎重に運営されるならば、四十二年度においても、実質九%程度の安定した成長を期待することができると存じます。

わが国の輸出は、近年目ざましい伸展を示し、いまや年間百億ドルの規模に達しました。しかし、四十二年度においては、世界貿易の拡大の鈍化、国際競争の一そうの激化などにより、従来のような輸出の伸びを期待することはなかなか困難であります。一方、国内経済の拡大に伴い、輸入は引き続き相当の増加が見込まれますので、国際収支の先行きには注意を要するものがあります。為替銀行の対外資産・負債の状況は、三十九年秋以来著しく改善されておりますので、今日の国際収支の問題には、数年前とは異なったものがあるといふこともできましよう。しかし、為替銀行は

いまだ対外的には負債超過の状況にあります。また、今後輸出延べ払い信用の増大が見込まれ、さらに、対外経済協力を積極的に推進していかなければならないことを考えますと、貿易収支では相当の黒字を継続的に確保していく必要があると見ます。このような観点からみて、国内の景気動向に左右されず、安定した輸出市場を確保するよう、輸出の振興には今後とも格段の努力が必要と存じます。

当面、最も問題となつております消費者物価につきましては、本年度は、ほぼ五%の上昇にとどまる見込みであります。その上昇基調には依然根強いものがあります。四十二年度におきましては、物価対策を一そう強力に推進することにより、四・五%程度の上昇にとどめたいと考えております。物価を安定させるためには、農業、中小企業など生産性の低い部門の生産性の向上、流通機構の改善、公正な価格形成のための競争条件の整備、労働力の有効利用など、各般の施策を総合的に実施する必要があります。四十二年度予算においては、農業の生産基盤の整備と構造対策の拡充、中小企業の近代化、協業化の推進などの施策

を充実するとともに、競争条件を整備するため、公正取引委員会の機構を拡充することといたしております。当面重要な農林水産物の価格安定につきましては、野菜の集団産地の育成、肉牛対策の拡充、中央卸売り市場及び公設小売り市場の整備、産地及び消費地向け流通情報の提供などの施策を推進することとしております。さらに、中央・地方を通じての消費者保護及び消費者教育を一そう充実したものにすため、消費生活モニターを設置することといたしております。卸売り物価につきましては、本年度は非鉄金属、木材等の値上がりなどにより、四%程度の上昇になると見込まれますが、四十二年度におきましては、供給力の増大等により、比較的安定した推移をたどるものと考えています。総理大臣は、先般の施政方針演説において、賃金と生産性、賃金と物価の関係についても真剣に考えるべき段階にあると申されましたが、名目賃金よりも実質賃金を重視し、国民経済的観点に立って、物価、賃金、所得の問題を考へることが必要になってきているのではないかと考へます。しかし、この問題はなかなかむずかしい問題でありますので、今後慎重に検討してまいる所存でございます。なお、政府は今般、各界の学識経験者からなる物価安定推進会議を設けまして、総理大臣を中心に関係大臣が一体となって、物価安定対策を強力に推進することといたしました。

次に、地域開発について申し上げます。国土の均衡ある発展と地域格差の是正をはかるため、政府は地域開発諸施策を総合的に進めております。特に、地方における工業拠点として新産業都市や工業整備特別地域の育成につとめていくことは御承知のとおりでございますが、これらの地区の工業生産や施設整備などは、基本計画に示された線に沿って、おおむね順調に進んでいっていると存じます。一方、山村、離島などにつきましては、地域の特性に応じた産業の振興をはかるとともに、特に道路、漁港、国土保全施設、生活環境施設など

の社会資本の充実に重点をおいて施策を進めてお
ります。しかしながら、これらの地域開発施策の
基本となる全国総合開発計画は策定後五年を経、
その後の地域経済の動向は計画策定時とかなり異
なつてきておりますので、長期的な視点に立つ
て、新しい全国総合開発計画の策定を行なうと
もに、地域開発制度の体系的な整備充実にもつ
めてまいる考えであります。なお、産業の開発と
人口の増加に伴い、水資源の確保並びに水質保全
の必要性がますます高まってきたる現状にあり
ますが、今後特に重要河川における水資源の総合
的な開発を積極的に推進するとともに、公共用水
域における汚濁防止のために一その努力をいた
す所存でございます。

政府はさる十三日、経済審議会の答申に基づき
経済社会発展計画を決定いたしました。この計画
は、昭和三十年代の成長過程において生じた各種
の不均衡を是正しながら、経済の国際化、労働力
不足の本格化、都市化の一その進展という四十
年代の内外にわたる環境変化に適応して、経済の
一その発展と国民生活の充実、向上を実現する
ことを目的としております。この計画においては、
昭和四十二年度から四十六年度までの五カ年間
に年平均八％程度の経済成長を維持することと
し、計画期間の終わりに消費者物価の上昇を年
三％程度までに低下させるとともに、経済の効率
化と社会開発の一その推進をはかることを重点
政策課題としております。さらに、輸出の振興、
自主技術の開発、人的能力の向上等の施策を推進
し、経済の長期的成長条件の整備につとめること
といたしております。政府は、この新しい計画
を今後長期にわたる経済運営の指針とし、各界の
理解と協力のもとに諸般の施策を進めてまいる所
存であります。

以上、最近の経済情勢と今後の経済運営につ
いて所信の一端を申し述べました。今後とも何とぞ
よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長(鹿島俊雄君) 二階堂科学技術庁長官。
○國務大臣(二階堂進君) 第五十五回国会におき

まして、科学技術庁長官としての所信を述べさせ
ていただきます。

科学技術の振興は、わが国発展の基礎をなすも
のであります。今後のわが国の経済、社会の発展
は、一にかかつて科学技術の振興にあると言つて
も過言ではなく、国家百年の大計を確立する大前
提であると言わなければなりません。とりわけ、
資本取引の自由化を目前に控え、本格的開放経済
体制に向かふとする今日、わが国が今後とも経
済の発展、民生の向上をはかるとともに、国際的
な地位を確立し、世界経済に貢献していくために
は、何といたしてもわが国の技術的後進性を払拭
し、わが国独自の自主的技術を開発、確立するこ
とがぜひとも必要であります。また、最近の科学
技術は、一方におきまして細分化、専門化し、他
方において大型化、総合化の傾向にあります。こ
のような状況のもとにありまして、わが国の科学
技術の振興をはかるためには、総合的な観点か
ら、計画的、効率的に推進することが肝要であり
まして、所要の体制の整備、諸施策等の強化、拡
充等をはかるため、全力を傾注してまいりたいと
存じます。このため、昭和四十二年度におきまし
ては、次のような諸施策を講ずる所存でありま
す。

第一に、科学技術振興の基盤の強化をはかるた
め、総合的、長期的な科学技術に関する基本的な
計画の策定につとめるとともに、科学技術基本
法案につきましても、現在関係各方面との密接な
協力のもとに検討を進めております。また、試験
研究機関の人づくりの推進はもちろんのこと、科
学技術の振興は、国民一般の深い理解と熱意によ
り初めて実るものであることに思いをいたしまし
て、その普及啓発活動には特に努力を注ぎたいと
思います。

第二に、原子力平和利用につきましても、原子
力の開発利用の現状にかんがみ、従来の長期計画
を改定し、今後の情勢に対処するための原子力利
用についてのビジョンを明確化しますとともに、新
わが国総合エネルギー対策の一環としまして、新

型転換炉及び高速増殖炉等、動力炉の開発を推進
するため、既存の原子燃料公社を改組し、新事業
団を設立しまして、動力炉の研究開発を国のプロ
ジェクトとして官民の総力を結集して強力に推進
する所存であります。また、原子力第一船の建造
につきましても、いよいよ昭和四十二年度からそ
の建造に着手し、今後の造船、海運の発展におけ
る世界的趨勢におかれることなく、これに関連す
る国産技術の確立をはかつていく所存でありま
す。このほか、原子力平和利用の総合的推進策と
いたしまして、使用済み燃料の再処理、放射線の
利用、安全対策の強化等を行ないたいと考えま
す。

第三に、宇宙開発は、いまや一國の科学技術水
準の指標ともいえるものでありますので、わが国
におきましても、宇宙開発審議会の建議の線に
沿つて、昭和四十五年度に実用衛星を打ち上げる
ことを目標として、人工衛星及びロケットの開
発、沖繩等の人工衛星追跡施設の建設、種子島射
場の整備等をはかりたいと考えております。
また、宇宙開発の一元化につきましても、さし
あたり本年度東京大学の打ち上げる科学衛星の追
跡は、当庁で一元化に行なうことになりましたが、
今後とも一元化については前向きに検討を続け
てまいる所存であります。

第四に、社会開発の一環といたしまして、台
風、豪雨、豪雪等の各種自然災害に対処する防災
科学技術、大気汚染、水質汚濁、騒音振動等の公
害を防止する公害防止技術、交通事故防止技術等
の総合研究を推進する考えであります。また、国
際化時代に対応した資源の総合的利用方策につ
いて調査を進めるとともに、食生活の改善及び生鮮
食料品の流通の合理化に資するコールド・チェー
ンの調査実験を強力に推進いたす所存でありま
す。

第五に、国産技術の開発を強力に推進すること
の重要性にかんがみ、新技術の開発、発明の実施
化等を促進するとともに、試験研究費の増加に対
する税額控除制度の新設等、税制上の優遇措置を

強化拡充するなど民間における科学技術の振興を
はかつてまいる所存であります。また、国におき
ましても、無機材質研究所をはじめその他の研究
所等による研究、技術開発を今後とも強力に推進
していくほか、研究学園都市の建設を推進するこ
と等により、国立試験研究機関の基盤強化を行な
うつもりであります。

第六に、科学技術のあらゆる分野で国際協力の
重要性が増大していることにかんがみ、対OECD
活動の一その強化、二国間交流の拡充等を行
なう所存であります。

以上、科学技術振興のための諸施策について申
し述べましたが、現在ほど科学技術が国民生活の
すみずみまで密接に結びつき、その水準の向上の
ため欠くべからざる要素となつてきている時期がかつ
てなかつたことには思いをいたしました。わが国科
学技術の自主的、飛躍的な振興のために、最大の
努力をいたしたいと考えます。委員各位の一その
御支援によりまして、この重責を果たしたいと
思います。

○委員長(鹿島俊雄君) 北島公正取引委員会委員
長。
○政府委員(北島武雄君) 昭和四十一年における
公正取引委員会の業務の概略につきましても、お
手元に資料をお届けいたしました。そのうちお
もな点につきましても御説明いたします。

まず、昭和四十一年には、本委員会が御審議い
ただきました私的独占の禁止及び公正取引の確保
に関する法律の一部を改正する法律が施行され、
広島地方事務所を設置、定員三十名の増加など
により公正取引委員会事務局の機構も漸次拡充さ
れてまいりました。

訳を見ますと、中小規模の会社が近代化、合理化のために合併するケースが大部分であります。

再販売価格維持制度の規制につきましては、物価対策の見地から、その運用の強化をはかることとし、まず昭和四十一年二月公正取引委員会の指定する商品のうち雑酒、キャラメル、既製エリつきワイシャツにつきましては、その指定を取り消し、写真機につきましては、その範囲を海外旅行者向け免税品のみに限定いたしました。また、再販売価格維持契約の実施状況を確に把握するための昭和四十一年七月、再販売価格維持契約の届け出に関する規則の一部改正を行いました。さらに、再販売価格維持行為に対する規制を強化するためには立法措置によることを適当と認め、目下検討中でありまして、成案を得次第御審議を仰ぐ予定であります。なお、昭和四十一年における再販売価格維持契約の成立届け出は三十件、累計百三十九件であり、また新たに契約を実施した製造事業者は二十二社となっており、十二月末現在八十三社が契約を実施しております。

次に、昭和四十一年は、その前半においては前年に引き継ぎ不況カルテルの申請が多く、軸受鋼をはじめ十三品目につきまして不況カルテルを認めた可いでしたが、公正取引委員会といたしましては、一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害さないよう特に慎重な検討を加えた上、必要最小限度の範囲に限りて認可をいたしました。その後景気の回復に伴ない不況カルテルも漸次廃止され、昭和四十一年十二月末現在では精製糖、外装用ライナー及び綿スワの三品目を残すのみとなり、また、本年二月末には精製糖が期限切れとなり、三月六日には綿スワが期間の途中でカルテルを廃止し、残る外装用ライナーも三月末をもって終了する予定であります。

合理化カルテルにつきましては、自動車タイヤなど五品目につきまして、いずれも実施期間の延長を認可いたしました。不正な取引方法に関する業務といたしましては、不当な歩積み、両建て預金につきまして、昭和四十一年五月末及び十一月末の二回にわたり、貸し出し先の中小企業者を対象として、その実態を把握するためアンケート調査を実施いたしました。また、五月末現在においては、従前に比し相当改善のあとがうかがわれるものの、まだ十分満足すべき状態ではなく、また十一月末の結果につきましては、たゞいま集計中でありまして、追って御報告できるものと考えております。公正取引委員会といたしましては、調査の結果を慎重に検討するとともに、大蔵省の行政指導の成果をも勘案した上、適切な措置をとってまいりたいと考えております。

次に、独占禁止法違反被疑事件につきましては、昭和四十一年中に百八十一件につきまして審査を行ない、そのうち法的措置をとったものは、審判開始決定六件、勧告二十件、審決十七件となっており、セメント、カラーテレビ、プロパンガス等の価格協定事件、粉ミルク等の再販売価格維持事件などがおもなものであります。

次に、下請代金支払遅延等防止法の施行に関する業務といたしましては、昭和四十一年中に下請け代金の支払い状況を中心に二千八百十五の親事業所の調査を行ない、そのうち十件につきまして、法第七条の規定に基づき勧告を行ない、二百六十七件につきまして行政指導による事態の改善措置をとりました。

また手形期限の短縮を促進するため、主要業種ごとに標準的な手形期限を設け、関係団体の協力を得てその周知徹底をはかりました。不当景品類及び不当表示防止法の施行に関する業務といたしましては、同法第三条に基づき即席めん類業における景品類の提供に関する事項の制限を告示し、また不当な景品類の提供を行なった販売業者五名及び不当な表示を行なった宅地建物取引業者十五名に対して排除命令を行ないました。その他は観光土産品製造業並びに販売業、即席めん類製造業、写真機類卸売業につきまして、公正競争規約を認定いたしました。また、同法の運用に資するため消費者モニターを選定し、

景品付き販売、不当表示等についての意見を求め、これを公正取引委員会の行なう消費者行政に反映させるようにいたしました。このほか、昭和四十一年における経済実態の調査といたしましては、企業間信用調査、鉄鋼業の系列化による生産集中の実態調査、管理価格の調査等がおもなものであります。最後に、昭和四十二年度の公正取引委員会の予算案でございますが、本国会にお願いいたしております公正取引委員会関係の予算は総額三億五千八百六十七万円でありまして、昭和四十一年度と比較いたしました五十二億六千三百八十八千円の増額となっており、高松地方事務所の新設、事務局定員二十九名の増員がおもな内容となっております。機構、定員の拡充につきましては、独占禁止法の一部改正案を今国会にお願いいたしますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○委員長(鹿島俊雄君) 次に、予備審査のために本委員会に付託されましたプラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案、中小企業信用保険臨時措置法の一部を改正する法律案及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律案の三案を一括して議題といたします。政府から提案理由の説明を聴取いたします。栗原通商産業政務次官。

○政府委員(栗原祐幸君) まず、プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を説明いたします。最近における東南アジア諸国等のいわゆる発展途上国における経済開発計画の進展に伴い、世界の貿易構造が重化学工業品の輸出にその重点を移しつつあることは、御承知のとおりであります。このような情勢に即応して、わが国の輸出を

一そう拡大していくにあたって最も重要な役割りを演ずるものは、プラント類の輸出であることは申すまでもありません。すなわち、プラント類の輸出は一件当たりの契約金額が巨額であるのみならず、技術の輸出を伴うものとして外貨手取り率、付加価値率ともにきわめて高く、また、相手国に与える経済協力効果、市場開拓効果も、きわめて大きなものがあり、その意義ははなはだ重要であると申せます。このようなプラント類の輸出の重要性にかんがみ、政府といたしましては、日本輸出入銀行による融資、輸出保険制度の活用、租税特別措置法による技術輸出所得の控除、延払い条件の緩和等の諸措置を講じ、その推進に努力しておる次第であります。ここにひとつ注目すべき点としてあげられるのは、プラント類の輸出につきましては、一般の商品の場合と異なり、いわゆるコンサルティング、すなわち工場の建設計画の立案、機械装置の設計などの業務が伴うものであるということでありまして、わが国のプラント輸出の本格的伸長をはかるためには、欧米諸国に比べて著しい立ちおくれを示しているわが国のコンサルティング体制を整備強化することが、不可欠の前提条件となるのであります。政府は、このような見地から昭和三十四年にプラント類輸出促進臨時措置法を制定し、プラント類の輸出者等がプラント類の輸出に

関して性能等の保証を行なった場合、その計画、設計の欠陥によって相手方から違約金等を要求される事態に立ち至ったときには、その損失の一部を政府が補償するという制度を設け、わが国コンサルティング体制の不備を補強してまいりました。当初、本法は四年間の限時法として制定されましたが、昭和三十八年に同法による補償の対象となるプラント類輸出契約の範囲の拡大等と内容の一部改正が行なわれるとともに、その有効期間が昭和四十二年までに延長され、プラント類輸出の増大に寄与してまいりましたものであります。しかしながら、同法制定以来八年の歳月を経過した現

在の情勢に即応して、わが国の輸出を一そう拡大していくにあたって最も重要な役割りを演ずるものは、プラント類の輸出であることは申すまでもありません。すなわち、プラント類の輸出は一件当たりの契約金額が巨額であるのみならず、技術の輸出を伴うものとして外貨手取り率、付加価値率ともにきわめて高く、また、相手国に与える経済協力効果、市場開拓効果も、きわめて大きなものがあり、その意義ははなはだ重要であると申せます。このようなプラント類の輸出の重要性にかんがみ、政府といたしましては、日本輸出入銀行による融資、輸出保険制度の活用、租税特別措置法による技術輸出所得の控除、延払い条件の緩和等の諸措置を講じ、その推進に努力しておる次第であります。ここにひとつ注目すべき点としてあげられるのは、プラント類の輸出につきましては、一般の商品の場合と異なり、いわゆるコンサルティング、すなわち工場の建設計画の立案、機械装置の設計などの業務が伴うものであるということでありまして、わが国のプラント輸出の本格的伸長をはかるためには、欧米諸国に比べて著しい立ちおくれを示しているわが国のコンサルティング体制を整備強化することが、不可欠の前提条件となるのであります。政府は、このような見地から昭和三十四年にプラント類輸出促進臨時措置法を制定し、プラント類の輸出者等がプラント類の輸出に

在、わが国の技術水準ないしコンサルティングの体制は、次第に整備強化されてきているものの、なお、欧米諸国に比べて万全とはいいがたく、今後ますます激化するものと予想される国際競争場裏において新機種の開発、新市場の開拓にためつつプラント輸出の伸長をはからねばならないわが国の立場を考えますと、その強化の必要性は従前にも増して強く感ぜられるのであります。

このため、政府といたしましては、わが国のコンサルティング体制が十分確立されるまでの間におきましては、なお本制度による補強措置の存続が必要であることから、この三月末をもって失効することになっております本法の有効期間をさらに四年間延長し、昭和四十六年三月三十一日までとすることといたしたく、ここに本法律案を提出いたしました次第であります。

次に、中小企業信用保険臨時措置法の一部を改正する法律案の提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

近年の中小企業を取り巻く経済環境は、労働力需給の逼迫、技術革新の進展、市場条件の変化等により、一段ときびしさを増しつつあることは、すでに御承知のとおりであります。政府といたしましては、このような事態に対処するため、政府関係中小企業金融機関の資金量の確保、金利の引き下げ等につとめる一方、信用補完制度を充実して中小企業者向けの金融の円滑化を推進しているところであり、しかしながら、中小企業者には、物的担保に乏しく、金融機関からの借り入れを困難とするものが多く、また親企業等取引の相手方たる事業者の倒産等によって経営の安定に支障を生ずる場合も少なくない現状にあり、このため、四十年十二月に中小企業信用保険臨時措置法を制定し、物的担保を提供させないで行なう中小企業者の債務の保証にかかる無担保保険の制度、及び取引の相手方たる事業者の倒産等に伴い経営の安定に支障を生じている中小企業者の経営の安定に必要な資金にかかる保証についての保

険特例措置を設けた次第であります、同法は臨時立法で、昭和四十二年三月三十一日には失効することとなっております。このため、政府といたしましては、中小企業信用補完制度を整備し、中小企業者に対する資金の融通の円滑化をはかるため、無担保保険制度及び倒産関連保証の特例措置を恒久化することとし、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案を今国会に提出し、その成立を期している次第であります、前記いたしましたように、臨時措置法は本年三月末をもって失効することとなっていることにかんがみまして、中小企業信用補完に遺憾なきを期するため、中小企業信用保険臨時措置法の有効期限の延長を行なう必要があると考え、同法を三ヶ月延長するものであります。

次に、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案の提案理由及び要旨を御説明申し上げます。中小企業を取り巻くきびしい経済環境にかんがみ、昭和四十年十二月に、無担保保険の制度及び倒産関連保証の特例措置を主たる内容とする中小企業信用保険臨時措置法を制定したところでありますが、同法が本年三月三十一日限りで効力を失うこととなっております。しかしながら、今後とも中小企業者の経営の安定をはかりつつ事業の振興を促進するためには、この両制度を恒久的な制度とする必要があると考え、この両制度を恒久的な制度とすることを期して、国はもとより、各地の信用保証協会においても逐年その強化につとめておりますが、中小企業者の信用補完制度に寄せる期待はますます大なるものがあり、このため、政府といたしましては、中小企業信用保険制度の整備拡充により、信用保証協会の保証機能を一段と強化する必要があると考え、今回中小企業信用保険法の一部を改正しようとするものであります。このような趣旨に基づきまして、今回中小企業信用保険法の一部を改正しようとするものであります。その概要は次のとおりであります。

第一は、無担保の保証をより一そう推進するため、無担保保険制度を恒久化するとともに、その付保限度額を二百万円から三百万円に引き上げることであります。

第二は、無担保保険の恒久化及び付保限度額の引き上げに伴い、第一種保険を廃止し、もって保険体系の整備をはかるとともに、第二種保険を普通保険と改称し、その付保限度額を中小企業者については一千万円から一千五百万円に、中小企業者団体については二千万円から三千万円にそれぞれ引き上げ、中小企業者一人当たりの借り入れ規模の増大に対処せんとするものであります。

第三は、不測の事態に備えて倒産関連保証の特例措置を随時機動的に発動し得るよう同措置を恒久化し、中小企業の連鎖倒産の防止等に遺憾なきを期しようとするものであります。

第四は、中小企業構造の高度化に資するため、近代化関係中小企業者の定義を拡大し、中小企業高度化資金の貸し付けを受けた者すべて、及び中小企業共同工場の貸与を受けた者を近代化保険の適用対象に追加するものであります。

以上がこの法律案を提案する理由及び要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(鹿島俊雄君) 以上で三案の提案理由の説明は終了いたしました。三案の以後の審査は、これを後日に譲ることといたします。

○委員長(鹿島俊雄君) 次に、昭和四十二年年度の通商産業省、経済企画庁及び科学技術庁の予算について、説明を順次聴取いたします。

まず大慈瀾通商産業大臣官房長。

○政府委員(大慈瀾嘉久君) 昭和四十二年年度の通商産業省関係の予算要求について御説明申し上げます。

お手元までお届けしてございます。昭和四十二年度一般会計予算要求重要事項表に即して説明をさせていただきます。通商産業省関係の予算要求の総額は、前年度を約三百二十三億円上回ります。千二百二十五億四千六百万円でございます。第一の産業構造の改善促進関係でございますが、四十二年度の要求額は、前

年度を七一%上回ります。二十三億二千二百万円でございます。特に重要なものとしていたしましては、繊維工業の構造改善関係といたしまして、繊維工業転産業者設備買収補助四億二千万円、繊維産業地構造改革事業費八億八千四百万円等がございます。また鉄業につきましては、探鉱促進が体質強化のきめ手であることにかんがみまして、金属鉱床の広域調査費以下が拡充をされております。

一ページの第二の中小企業対策の画期的拡充強化でございますが、まず中小企業振興事業団の事業運営費といたしまして百七億九千七百万円が計上してあります。中小企業高度化資金融通特別会計は、前記のたぐい申し上げます。振興事業団の創設に伴い廃止することとなっておりますが、事業団の創設までの必要資金として十億円計上されております。中小企業指導事業費以下中小企業対策費はごらんのとおりでございますが、中小企業対策費を合計いたしますと、二百四十億四千万円でございます。ほかに中小企業信用保険公庫の出資九十五億円が大蔵省に計上されております。

第三の技術開発力の培養と技術的最先端産業の振興でございますが、大型工業技術研究開発費、いわゆる大型プロジェクトでございますが、前年に比較いたしました大幅にふやまして、二十七億四千万円となっております。そのほか特許行政強化費、それからY S I Iの量産対策費等を含めまして、技術関係としまして百四十六億三百万円でございます。

第四の貿易の振興と発展途上国に対する経済協力の推進でございますが、日本貿易振興会事業費の補助は四十三億一千七百万円、それから開発輸入促進事業費として三億九百万円でございます。また新しい貿易人を養成するため、貿易大学校を設立する予定でございますが、同大学への交付金としまして一億円が計上されております。さらに万国博覧会開催準備費といたしまして五十三億六千九百万が計上され、同博覧会の開催準備を積極的に行なうこととしております。以上、貿易振

興、経済協力としまして百三十五億百万円が計上されております。

第五が産業立地の適正化と立地環境の整備でございますが、工業用水道事業費としまして六十一億八千六百万円がございまして、これは工業用水道事業に対する助成の充実をはかるものであります。このほか公害対策等を含めまして、立地関係の合計で六十四億五千三百万円がございまして、

次に第六の総合エネルギー政策の推進であります。まず石炭につきましては、抜本的な施策を推進するものとして、石炭対策特別会計が設置されることになっております。石炭関係の当省関係の予算要求は四百二十一億六千万円でございます。項目としまして、炭層探査及び抗道掘進費であるとか、元利均等償還補給金、安定補給金等、重要な項目が含まれております。

鉱山保安関係は四億五千万円がございまして、鉱山保安センター建設費がございまして、以下、石油及び天然ガス関係、それから電力関係を含めまして、エネルギー関係の合計は四百三十九億七千万円がございまして、前年度に比較をいたしますと倍以上という増加になっております。

第七が流通消費者行政の拡充でございますが、物価安定に資するため流通機構の改善合理化をはかることと、消費生活の改善をはかることとして、LPGの対策費も含めまして九千六百万円が計上されております。

第八のその他の項目も含めまして、通産省関係の合計は千二百二十五億四千六百万円がございまして、石炭対策特別会計への移行予定額が四百二十三億九千八百万円がございまして、それを差し引きました七百一億四千八百万円というのが一般会計でございます。

それから引き続きまして昭和四十二年の通産産業省関係の財政投融資計画について御説明をさせていただきます。

四十二年の通産産業省関係の財政投融資計画は七千三百五十五億円がございまして、前年度比二・三％強の増加となっております。輸出振興、中小

企業対策等に大幅の伸びが予定をされております。

お手元の資料中、最初の日本輸出入銀行につきましては、貸し出し規模三千億円としてございまして、四十一年度当初計画と比較をいたしますと、二・八％強の増加となっております。出資は四百三十億円を予定しております。

次に中小企業金融三機関でございますが、融資規模におきましては、前年度の一・八％増を見込んでおります。所要資金の確保をはかりますと、中小企業金融公庫の近代化促進貸し付けについては、貸し付け金利を従来の七・九％から七・七％へ引き下げることをいたしてあります。

それから次のページの日本開発銀行につきましては、融資規模は約八％の増加になっております。伸び率はゆるやかであります。産業構造改善の金融ワケを設定いたしますのはじめとしまして、機械工業等当省関係の重点項目につきましては、融資額の増大をはかっております。

それから電源開発株式会社以下の項目につきましては、一般会計予算の御説明と若干重複もいたしますので、省略させていただきます。四ページの第十六に過剰紡織一括処理特別金融措置というところで四十八億円がございまして、これは紡織業の構造改善計画の一環としまして、過剰紡織の買い上げの計画をしておりますが、買い上げ資金を残存業者から納付させるまでのつなぎ資金としまして、資金運用部が興長銀債を引き受けまして、それによりまして四十八億円の調達を行なうとするものでございます。

次は、中小企業振興事業団でございますが、従来的高度化資金にかわる一般会計からの出資が百二十億円であります。公募債借入れ金等五十八億円、合計しまして、事業規模としては百七十八億円であります。これに府県の提供する資金と合わせまして、中小企業の構造改善のための事業に長期低利の資金を融資することといたしてあります。

次の石油開発公団でございますが、四十二年

から発足の予定でございまして、四十億円の財政出資をしまして、海外探鉱事業の飛躍的な発展をはかることとしております。

以上はなほ簡単でございますが、四十二年の通産産業省関係の一般会計予算要求と財政投融資計画のあらましを御説明いたしました。何とぞよろしくお願いをいたします。

○委員長(鹿島俊雄君) 次に、小林科学技術庁長官官房長。

○政府委員(小林貞雄君) お手元に資料が二つ予算関係が行っておりますが、数字の分じやでございます。縦書きの分によって御説明をさせていただきます。

昭和四十二年政府予算案におきまして、科学技術庁の予算は、歳出予算額二百四十三億六千三百百万円、国庫債務負担行為額七十三億三千万円を計上いたしました。これを前年度の当初予算額に比較いたしますと、歳出予算額三十八億五千四百百万円、国庫債務負担行為額三十七億八千五百百万円の増額となっております。歳出予算の比率において約一・九％増となっております。

次に、予算要求額のうちおもな経費につきまして、その大略を御説明いたします。第一に、科学技術振興の基盤の強化につきましては七億七千万円を計上いたしました。まず、科学技術に関する総合的、長期的な基本計画を策定するために必要な調査費及び科学技術会議の運営強化をはかるための経費等を含めて、二千万円を計上いたしました。

次に、科学技術研究基盤の強化対策の一環として、試験研究機関の研究公務員の資質向上をはかるため、国内及び海外へ留学研究に派遣する経費として、一億八千九百万円を計上いたしました。また、科学技術の普及啓発につきましては、地方における科学技術振興活動を強化するため、新たに地方科学技術振興補助金を設けてこれを助成し、一その推進をはかることといたしました。

このため前年度より九百万円増額し、総額三千七百万円を計上いたしました。

研究学園都市の建設に関連いたしましたは、電子計算機等共同利用施設について、必要な調査を行なうための調査費を計上いたしております。

科学技術情報活動の強化につきましては、情報収集量の増加をはかることと、情報提供の迅速化と効率化を目的として、情報検索の機械化を実施する予定であります。このため日本科学技術情報センターに対しては、政府出資金及び補助金を合わせて四億五千五百万円を計上いたしました。

第二に、原子力平和利用の推進につきましては、歳出予算額百四十九億四千八百万円、国庫債務負担行為額五十五億八千三百万円を計上し、施策の拡充につとめることとしております。

〔委員長退席、理事近藤英一郎君着席〕

まず、動力炉の開発につきましては、その主体性を確立するために、新たに動力炉・核燃料開発事業団、仮称でございますが、を設立し、高速増殖炉及び新型転換炉の実用化をはかるための技術的研究を実施することといたしてあります。このため十三億七千九百万円を計上いたしました。

次に、日本原子力船開発事業団につきましては、原子力第一船の船種船型等の一部変更し、四十六年度完成を目途としてその建造工事に着手するとともに、陸上付帯施設等の工事も開始する予定にいたしてあります。このため、七億五千二百万円を計上いたしました。

また、日本原子力研究所につきましては、政府出資金九十億三千八百百万円を計上し、建造中の材料試験炉の臨界実験が年度内に行なわれるよう工事を進捗させるとともに、動力試験炉の出力上昇のための改造工事等を実施する計画であります。

原子燃料公社につきましては、使用済み燃料の再処理施設の詳細設計とプルトニウム燃料の開発を前年度に引き続き実施することといたしてあります。また、さきに申し述べました動力炉・核燃料開発事業団が発足するに際しまして、この公社を発展的に解散し、その事業を同事業団が引き継ぐことといたしてあります。このため原子燃料公社に対

する政府出資金は、六カ月分の事業に必要な経費として十五億三千万円を計上いたしました。

放射能安全対策に関する経費は八億一千万円を計上いたしました。このうち放射線医学総合研究所につきましては、同研究所の行なう放射線安全対策及び放射線利用に関する試験研究の強化をはかるため、六億九千万円を計上いたしました。

このほか、原子力平和利用の推進につきましては、国立機関及び民間企業の実施する原子力関係の試験研究がありますが、これに必要な経費は前年度とほぼ同額の九億七千万円を計上いたしました。

第三に、宇宙開発の推進につきましては、四十五年度に実用実験衛星を打ち上げるための諸般の準備に必要な経費として、前年度に比べ大幅な予算の増額をはかって十七億二千万円を計上いたしました。まず、宇宙開発推進本部におきましては、人工衛星及びロケット等の追跡施設の整備、鹿児島県種子島のロケット発射場の施設整備、並びにロケットの試作及び宇宙開発研究の委託等に必要経費として、十一億八千万円を計上いたしました。

次に、航空宇宙技術研究所のロケット関係研究につきましては、前年度着手いたしました液体ロケット燃焼試験装置の完成をはかるとともに、ロケットの空気力学的研究に必要な設備等の整備を行なうため、五億九千万円を計上いたしました。

〔理事近藤英一 郎君退席、委員長着席〕
第四に、重要総合研究等の推進につきましては、十一億八千万円を計上いたしました。まず、台風、豪雨、豪雪等各種の自然災害に対処する防災科学技術、大気汚染、水質汚濁、騒音振動等の公害防止科学技術、交通事故防止技術及び食品保管技術等の重要総合研究や緊急重要研究等、社会開発に資する試験研究を推進するため、特別研究促進調整費を五億八千万円計上いたしました。

次に、地震等の災害を予防するための、大型耐

震実験装置を国立防災科学技術センターに新設するための経費及び海洋科学技術振興のため、潜水調査船の建造工事を継続するための経費等として四億二千万円を計上いたしました。また、四十一年度に計上いたしました生鮮食品流通合理化に資するためのいわゆるコールドチェーンの推進につきましては、四十二年度も引き続きその事例的実験を実施することによりましては、その源の総合的利用方策の調査につきましても、その強化推進をはかることによりましてあります。このため一億六千万円を計上いたしました。

第五に、国産新技術の開発につきましては、六億二千万円を計上いたしました。その内容としては、まず最近国産新技術の開発規模が大規模化の傾向にありますので、新技術開発事業団に五億八千万円の政府出資を行ない、その開発委託費の契約限度額を引き上げるほか、その調査機能を拡充強化して、未利用の国有特許等の活用を促進することによりました。

次に、国が個人または中小企業に交付する発明実施促進のための補助金は三千二百万円を計上いたしました。

第六に、国際交流の促進につきましては、経済協力開発機構(OECD)活動に対する協力、欧州原子力機関(ENEA)の実施する共同事業への参加及び国際原子力機関(IAEA)が本邦において開催を希望している国際原子力専門家会議に対する協力、並びに第四回アジア・エレクトロニクス会議をわが国が主催する計画等、科学技術の国際協力に必要な経費として四千八百万円を計上いたしました。

最後に、所管試験研究機関の整備強化につきましては、四十四億五千二百万円を計上いたしました。これは無機材質研究所の研究体制の強化をはかるため一億六千七百万円、金属材料技術研究所における材料試験設備の整備等に必要経費十一億四千四百万円、航空宇宙技術研究所の研究設備等を整備するための経費十八億二千八百万円、及び理化学研究所における研究本館の拡充、農業研

究棟の建設等、施設整備並びに特別研究等の実施に必要な政府出資金十八億二千二百万円等であります。

以上、簡単であります。昭和四十二年の科学技術予算のうち重要項目についてその大略を御説明いたしました。このほか原子力損害賠償補償契約に関する法律第八条による国の契約の限度額を、一般会計予算総則において六十五億円と定めることとしてあります。以上でございます。

○阿部竹松君 ちよっと議事進行について。お尋ねいたしますが、いま御説明いただいておりますのは、昭和四十二年の予算で、十二カ月分なんですか。どういふことなんですか。

○政府委員(小林貞雄君) 一年分でございます。

○阿部竹松君 そうすると、暫定予算というのは別個に出てくるわけですね。

○政府委員(小林貞雄君) この中から別に取り出されるわけでございます。これが一年分でございます。この中で一定の人員費とか何とかの二カ月分とか何とかいうものは別に抽出されるわけです。これは全体の予算でございます。

○阿部竹松君 そうすると、ちよっと理解できないわけなんだ。四十二年の予算で、暫定予算以外だとぼくは理解している。しかし、額がどうもおかしいからね。そうすると、暫定二カ月分はこれこれで、残りの十カ月分はこれこれという説明をいただかないと理解しにくい。国会で論議するのにも、予算委員会でも論議するのは、まさかこれ全額があれでしょう、論議しないでしょう。暫定予算の二カ月分——二カ月分なるか三カ月分なるかわかりません。それから四十二年度本予算は、残った分が十カ月分なるか九カ月分なるかわかりません。まだ決定を見ておりませんが、これを説明いただくという事は、暫定予算の分と本予算の分と一べんに説明をいただいておりますのは、どうもちよっと理解できないのですが、もう少しわかりやすいようにひとつ説明してください。

○政府委員(小林貞雄君) これはいま申し上げましたように、先ほど御説明申し上げました予算は、科学技術庁の昭和四十二年全体の予算でございます。いまして、いわゆる暫定予算で計上されましても、そのうち二十七億円が暫定予算として計上されるわけでございます。

○阿部竹松君 そうしますと、暫定予算二カ月分というように政府が言明しておるようですが、そうすると二十七億円だけがこの中からカットされて、二カ月分に該当して、あと残り全額は六月一日からと、こういうことですか。

○政府委員(小林貞雄君) そのとおりでございます。

○阿部竹松君 はい、わかりました。

○鈴木一弘君 ちよっとこれは疑問なんです。ミスプリントかと思っております。これはコールドチェーンについては一億六千万円と、こう書いてあったのですが、九ページのところの「コールドチェーンの推進一億円」になっておるわけですね。

○政府委員(小林貞雄君) お説のとおり、コールドチェーンの推進そのものは一億でございます。この説明では、そのほか資源の総合的利用方策の調査の分も引くくめまして一億六千万円と、こういうふう整理したのでございます。

○鈴木一弘君 わかりました。

○委員長(馬島俊雄君) よろしゅうございますか。——それでは次に鳩山経済企画庁官房長。

○政府委員(鳩山威一郎君) お手もとに、経済企画庁の予算関係の書類二通りお届け申し上げてございます。一つが要求額の総括表でございます。もう一つが重点項目表になってございまして、それらにつきまして、その主要な点について御説明申し上げたいと思っております。

昭和四十二年の経済企画庁の予定経費要求額は、総額で三百七十七億四千四百円でございます。前年度予算額二百六十六億一千九百万円に比較いたしますと五十一億三千三百百万円の増加となっております。このうち、行政部費の要求額は二十七億八百万円でございます。前年度予算額二十二億二千九百万円に比較いたしますと、四億七

千八百万円の増額となっております。これに対し、公共事業費の要求額は二百九十億三千六百万円でございます。前年度予算額二百四十三億八千二百万円に比較いたしますと、四十六億五千四百百万円の増額となっております。

まず、行政部費の増加額のうち、おもな施策となり得るものは、第一に、物価安定対策及び消費者行政をより強力に推進いたしますために、新たに物価安定推進会議を開催いたします経費及び地方公共団体の消費者行政を円滑に実施するための地方公共団体に対します補助金等四千五百万円を計上しております。

第二に、最近の地域経済社会の動向に対処して、地域開発対策を強化拡充いたしますために、全国総合開発計画の策定、地域開発制度の調査、離島振興の助成、豪雪山村地帯における総合センターの建設等に関する新規経費八千五百万円を含みます。国土総合開発関係の経費として二億八千二百万円を計上しております。また、国土調査及び水資源開発経費、水質保全調査の強化促進をはかるための経費を前年度より二億三千三百万円増額いたしまして、十三億四百万円を計上いたしております。

次に、公共事業費のおもな増加内容について申し上げます。第一に、国土総合開発事業調整費及び地域開発計画調査調整費の要求額は、両者を合わせて五十九億円であります。前年度予算額に比較いたしますと、七億円の増額となっております。

第二に、離島振興事業費の要求額は百三十六億四千六百万円であります。前年度予算額に比較いたしますと、二十二億三千七百万円の増額で、離島と本土との格差を是正するため、災害復旧等を除いた全国公共事業費の伸び率一七％に対して約二％の伸びとなっております。

第三に、水資源開発事業費の要求額は九十四億九千万円であります。前年度予算額に比較いたしますと、十七億一千七百万円の増額となっております。この内容は、水資源開発公団が、利根川水系及び淀川水系における既着工継続事業を既定計画どおり実施するほか、新たに筑後川、木曾川及び吉野川の三水系における建設事業を同公団が施行するものであります。

最後に、当庁関係の財政投融资計画について御説明申し上げます。まず、海外経済協力基金につきましては、わが国対外経済協力政策の活発化に伴い、海外経済協力基金の業務は最近急激にその業績を高めつつありまして、四十二年度は韓国、台湾等への直接借款が増加いたしました等のため、一般会計からの出資金九十億円のほか、同額の財政融資を計上して所要原資の確保をはかっております。

次に、東北開発株式会社につきましては、四十二年度におきましても、前年度に引き続き会社の再建をはかることに重点を置くことといたしております。また、事業資金の総額は三十六億五千万円といたし、産業投資特別会計からの出資金十六億円と公募債等二十億五千万円を計上しております。

次に、水資源開発公団につきましては、その事業の拡大に伴い、総事業費は前年度の二百五十四億円から、四十二年度は四十七億増の三百一億円を確保することといたしております。

また、北海道東北開発公庫につきましては、北海道及び東北地方における産業の振興開発を一そし促進するため、運用資金は前年度の三百八十五億円に對しまして、四十二年度は十五億円増の四百億円を確保することといたしております。

以上はなほ簡単でございますが、経済企画庁の一般会計及び財政投融资計画の御説明を終わります。

なお、暫定予算につきましては、経済企画庁の所管合計で四十八億九千二百万円の要求をいたしてございます。何とぞよろしく願ひいたします。

○委員長(鹿島俊雄君) 本日はこの程度にいたしまして、これにて散会いたします。

三月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

- 一、プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案
- 一、中小企業信用保険臨時措置法の一部を改正する法律案
- 一、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
- 一、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案

プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案

プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案

プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案

附則第三項中「昭和四十二年三月三十一日」を「昭和四十六年三月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

中小企業信用保険臨時措置法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険臨時措置法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険臨時措置法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険臨時措置法の一部を改正する法律案

附則第三項中「昭和四十二年三月三十一日」を「昭和四十二年六月三十日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

二又は第三号の三の規定に基づく資金の貸付けを受けた者(前各号に掲げるものを除く。)

七 助成法第三項に次の二号を加える。

七 助成法第三項第一項第四号の事業協同組合等であつて同号の規定に基づく資金の貸付けを受けたもの(中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第七十一号)による改正前の中小企業振興資金等助成法第三項第一項第四号の事業協同組合等であつて同号の規定に基づく資金の貸付けを受けたもの及び中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二十七号)による改正前の中小企業近代化資金助成法第三項第四号の事業協同組合等であつて同号の規定に基づく資金の貸付けを受けたものを含む。)及び助成法第三項第一項第五号の計画組合であつて同号の規定に基づく資金の貸付けを受けたもの並びにその直接又は間接の構成員(前各号に掲げるものを除く。)

八 助成法第三項第二項の規定に基づく施設の譲渡し又は貸付けを受けた事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会並びにその直接又は間接の構成員(第一号から第六号までに掲げるものを除く。)

第二条に次の一項を加える。

4 この法律において「倒産連中小企業者」とは、中小企業者であつて、次の各号の一に該当することについてその住所地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたものをいう。

一 破産、和議開始、更生手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立てその他通商産業大臣が定める事由が生じた会社又は個人であつて、通商産業大臣が指定したものに對する売却金債権その他通商産業省令で定める債権の回収が困難であるため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。

二 取引の相手方たる事業者が事業活動の制限であつて通商産業大臣が指定したものを実施

していることにより、当該事業者との取引に
ついて取引の数量の減少その他通商産業大臣
が定める事由が生じているため、当該中小企
業者の経営の安定に支障を生じていると認め
られること。

第三条の三第一項中「若しくは商工組合連合会」
を、「商工組合連合会、商店街振興組合、商店街
振興組合連合会、環境衛生同業組合若しくは環境
衛生同業組合連合会」に、「保険について」を「保
険(以下「近代化保険」という。)について」に改め、
同条第二項中「又は」の下に「事業の共同化、」を、
「集団化」の下に「その他中小企業構造の高度化」を
加え、同条を第三条の四とする。

第三条の二第一項中「前条第一項又は次条第一
項」を「普通保険、無担保保険又は次条第一項に
規定する近代化保険」に改め、同条第二項を次の
ように改める。

2 公庫の特別小口保険の契約を締結し、かつ、
普通保険又は無担保保険の契約を締結している
信用保証協会が前項に規定する債務の保証をし
た場合において、当該保証をした借入金の額が
五十万円(当該債務者たる小企業者についてす
でに特別小口保険の保険関係が成立している場
合にあつては、五十万円から当該保険関係にお
ける保険価額の合計額を控除した残額)をこえ
ないときは、当該保証については、特別小口保
険の保険関係が成立するものとする。

第三条の二第三項を削り、同条第四項中「前条
第一項」を「第三条第一項又は前条第一項」に、
「第一種保険」を「無担保保険」に、「第二種保険」
を「普通保険」に、「同条第一項」を「無担保保険
又は普通保険」に改め、同項を同条第三項とし、
同条第五項中「前条第三項及び第四項」を「第三
条第三項及び第四項並びに前条第二項」に改め、
同項を同条第四項とし、同条を第三条の三とす
る。

第三条第一項中「百万円をこえることができな
い保険(以下「第一種保険」という。及びその合計
額が一千万円)を「一千五百万円」に、「二千万

円」を「三千万円」に、「第二種保険」という。こ
とに「普通保険」という。について」に、「及
び第六項並びに次条第一項」を、「次条第一項及
び第三項並びに第三条の三第一項及び第二項」に
改め、「それぞれ」を削り、同条第四項中「第三条
の三第二項」を「第三条の四第二項」に改め、同
条第五項及び第六項を削り、同条の次に次の一条
を加える。

第三条の二 公庫は、事業年度の半期ごとに、信
用保証協会を相手方として、当該信用保証協会
が中小企業者の金融機関からの借入れ(手形の
割引又は給付を受けることを含む)による債務
の保証(特殊保証を含む)であつてその保証に
ついて担保(保証人の保証を除く)を提供させ
ないものをするに、中小企業者一人に
ついての保険価額の合計額が三百万円をこえる
ことができない保険(以下「無担保保険」とい
う。)について、保証をした借入金の額の総額が
一定の金額に達するまで、その保証につき、公
庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立
する旨を定める契約を締結することができる。

2 前項の保険関係においては、保険価額に百分
の八十を乗じて得た金額を保険金額とする。

3 公庫と無担保保険の契約を締結し、かつ、普
通保険の契約を締結している信用保証協会が第
一項に規定する債務の保証(次条第一項の保険
関係が成立するものを除く)をした場合におい
て、当該保証をした借入金の額が三百万円(当
該債務者たる中小企業者についてすでに無担保
保険の保険関係が成立している場合にあって
は、三百万円から当該保険関係における保険価
額の合計額を控除した残額)をこえないとき
は、当該保証については、無担保保険の保険関
係が成立するものとする。

4 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の保
険関係に準用する。

第五条中「第三条第一項、第三条の二第一項又
は第三条の三第一項」を「普通保険、無担保保険、
特別小口保険又は近代化保険」に、「特別小口保

険」を「無担保保険及び特別小口保険」に改め
る。

第七条、第九条及び第十條中「第三条第一項、
第三条の二第一項又は第三条の三第一項」を「普通
保険、無担保保険、特別小口保険又は近代化保
険」に改める。

第十一条中「第三条第一項、第三条の二第一項
若しくは第三条の三第一項」を「普通保険、無担保
保険、特別小口保険若しくは近代化保険」に改
め、同条の次に次の三条を加える。

(倒産関連保証の特例)
第十二条 普通保険、無担保保険又は特別小口保
険の保険関係であつて、倒産関連保証(第三条
第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一
項に規定する債務の保証であつて、倒産関連中
小企業者の経営の安定に必要な資金に係るもの
をいう。以下同じ)を受けた倒産関連中小企業
者に係るものについての第三条第一項、第三条
の二第一項及び第三項並びに第三条の三第一項
及び第二項の規定の適用については、第三条第
一項及び第三項の二第一項中「保険価額の合計
額が」とあるのは「倒産関連保証に係る保険関係
の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険
価額の合計額とがそれぞれ」と、第三条の二第
三項中「当該保証をした」とあるのは「倒産関連
保証及びその他の保証ごとと、それぞれ当該保
証をした」と、「当該債務者」とあるのは「倒産関
連保証及びその他の保証ごとと、当該債務者」と、
第三条の三第一項中「保険価額の合計額が」と
あるのは「倒産関連保証に係る保険関係の保
険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額
の合計額とがそれぞれ」と、同条第二項中「当該
保証をした」とあるのは「倒産関連保証及びそ
の他の保証ごとと、それぞれ当該保証をした」と、
「当該債務者」とあるのは「倒産関連保証及び
その他の保証ごとと、当該債務者」とする。

第十三条 普通保険の保険関係であつて、倒産関
連保証に係るものについての第三条第二項及び
第五条の規定の適用については、第三条第二項

中「百分の七十」とあり、第五條中「百分の七十
(無担保保険及び特別小口保険にあつては、百
分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

第十四条 普通保険、無担保保険又は特別小口保
険の保険関係であつて、倒産関連保証に係るも
のについての保険料の額は、第四条の規定にか
かわらず、保険金額に年百分の二以内において
政令で定める率を乗じて得た額とする。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十二年七月一日から
施行する。

(経過措置)
第二条 この法律の施行前に成立している改正前
の中小企業信用保険法(以下「旧法」という)第
三条第一項に規定する第一種保険及び第二種保
険の保険関係については、なお従前の例によ
る。

第三条 中小企業信用保険公庫(以下「公庫」とい
う。)と改正後の中小企業信用保険法(以下「新
法」という)第三条第一項に規定する普通保険
の契約を締結している信用保証協会が同項に規
定する債務の保証をした場合において、当該債
務者たる中小企業者について旧法第三条第一項
に規定する第一種保険又は第二種保険の保険関
係が成立しているときについては、同項中「一千五
百万円」とあるのは「一千五百万円から当該中小
企業者につきすでに成立している中小企業信用
保険法の一部を改正する法律(昭和四十二年法
律第 号)による改正前の中小企業信用保
険法第三条第一項に規定する第一種保険及び第
二種保険の保険価額の合計額を控除した残額」
と、「三千万円」とあるのは「三千万円から当該
組合又は連合会につきすでに成立している中小
企業信用保険法の一部を改正する法律(昭和四
十二年法律第 号)による改正前の中小企
業信用保険法第三条第一項に規定する第一種保
険及び第二種保険の保険価額の合計額を控除し

た残額」とする。

第四条 公庫と新法第三条の二第一項に規定する無担保保険の契約を締結している信用保証協会が同項に規定する債務の保証をした場合において、当該債務者たる中小企業者について旧中小企業信用保険臨時措置法（昭和四十年法律第五十三号）第五条第一項に規定する無担保保険の保険関係が成立しているときについての新法第三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項及び第三項中「三百万円」とあるのは、「三百万円から当該中小企業者につきすきすで成立している旧中小企業信用保険臨時措置法（昭和四十年法律第五十三号）第五条第一項に規定する無担保保険の保険価額の合計額を控除した残額」とする。

第五条 公庫と新法第三条の三第一項に規定する特別小口保険の契約を締結している信用保証協会が同項に規定する債務の保証をした場合において、当該債務者たる小企業者について旧法第三条第一項に規定する第一種保険若しくは第二種保険又は旧中小企業信用保険臨時措置法第五条第一項に規定する無担保保険の保険関係が成立しているときについての新法第三条の三第一項の規定の適用については、同項中「又は次条第一項に規定する近代化保険」とあるのは、「次条第一項に規定する近代化保険、中小企業信用保険法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第 号）による改正前の中小企業信用保険法第三条第一項に規定する第一種保険若しくは第二種保険又は旧中小企業信用保険臨時措置法（昭和四十年法律第五十三号）第五条第一項に規定する無担保保険」とする。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第六条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「又は第三条の二第一項の」を「に規定する普通保険（以下この条において

「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険の」に、「又は第三条の二第一項に」を、「第三条の二第一項又は第三条の三第一項に」に改め、「第五項及び第六項並びに」を削り、「第三項の」を「第三項並びに第三項の三第一項及び第二項の」に、「及び次条」を、「次条及び第三条の三」に、「その合計額が」を、「同法第三条の二第一項中「保険価額の合計額が」に、「同条第五項中」を「同条第三項中」当該保証をした」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証ごとと、それぞれ当該保証をした」と、その他の保証ごとと、それぞれ当該保証をした」と、「同条第六項中」当該保証をした」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証ごとと、それぞれ当該保証をした」と、それぞれ当該保証をした」と、同法第三条の二第一項を「同法第三条の三第一項」に、「同条第三項中」当該債務者」を「同条第二項中」当該保証をした」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証ごとと、それぞれ当該保証をした」と、「当該債務者」に改め、同条第二項中「中小企業信用保険法第三条第一項」を「普通保険」に、「同条第二項」を「中小企業信用保険法第三条第二項」に、「特別小口保険」を「無担保保険及び特別小口保険」に改める。

（産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部改正）

第七条 産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律（昭和三十八年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「又は第三条の二第一項」を「第三条の二第一項又は第三条の三第一項」に改める。

第三条中「又は第三条の二第一項」を「に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）、又は法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」と

いう。）」に改め、「第五項及び第六項並びに」を削り、「第三項の」を「第三項並びに第三条の三第一項及び第二項の」に、「及び次条」を、「次条及び第三条の三」に、「その合計額が」を「法第三条の二第一項中「保険価額の合計額が」に、「同条第五項中」を「同条第三項中」当該保証をした」とあるのは「産炭地域関係保証及びその他の保証ごとと、それぞれ当該保証をした」と、「同条第六項中」当該保証をした」とあるのは「産炭地域関係保証及びその他の保証ごとと、それぞれ当該保証をした」と、それぞれ当該保証をした」と、法第三条の二第一項を「法第三条の三第一項」に、「同条第三項中」当該債務者」を「同条第二項中」当該保証をした」とあるのは「産炭地域関係保証及びその他の保証ごとと、それぞれ当該保証をした」と、「当該債務者」に改める。

第四条中「法第三条第一項」を「普通保険」に、「同条第二項」を「法第三条第二項」に、「特別小口保険」を「無担保保険及び特別小口保険」に改める。

第五条中「法第三条第一項又は第三条の二第一項」を「普通保険、無担保保険又は特別小口保険」に改める。

昭和四十二年三月二十九日印刷

昭和四十二年三月三十日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局